

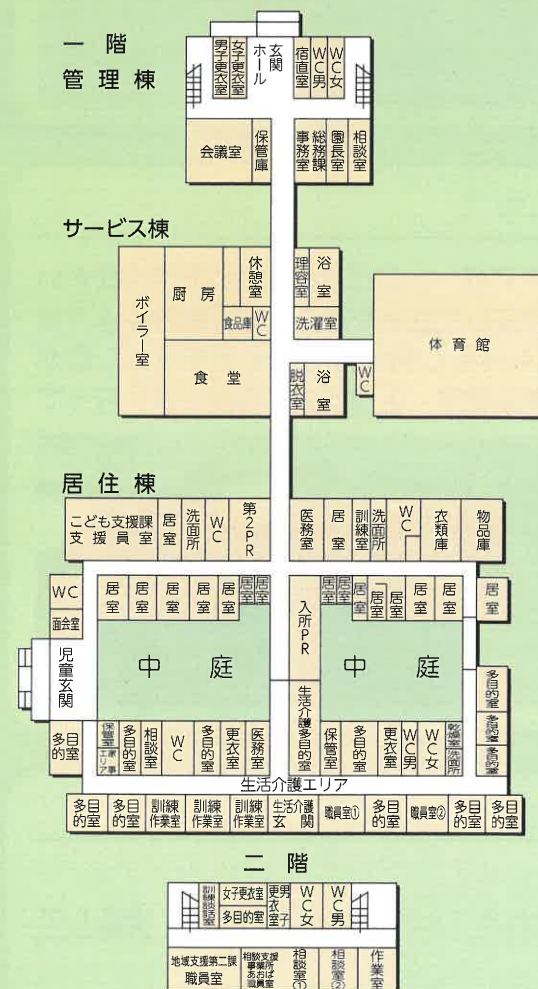
施設の概要

沿革

- 昭和34. 8. 1 児童福祉法に基づく精神薄弱児施設の設置認可
 昭和34. 9. 1 入所定員50名として開園
 昭和38. 2. 1 入所定員100名となる
 昭和60. 8.14 学園の全面新築工事着工（4年計画）
 平成 2. 8. 2 体育館建設工事着工
 平成 5. 4. 1 社会福祉法人青森県社会福祉事業団に管理運営委託となる
 平成12. 4. 1 地域生活支援センター設立
 入所定員80名となる
 平成14. 4. 1 法人名が青森県すこやか福祉事業団に名称変更となる
 平成16. 4. 1 入所定員暫定64名となる
 平成18. 4. 1 こども特別支援課とこども自立支援課を統合し、こども支援課となる
 入所定員暫定56名となる
 地域支援課においてデイサービス、タイムケア（日中一時支援）事業を開始
 平成18.10. 1 入所定員80名（契約制度により暫定制度がなくなる）
 平成19. 4. 1 民営化移譲となり施設の名称が「八甲学園」となる
 こども支援課入所定員40名となる
 地域支援課が障害福祉サービス課に課名変更となる
 平成20. 4. 1 こども支援課に児童入所支援、児童デイサービス、日中一時支援事業を置く、障害福祉サービス課を地域就労支援課に課名を変更し、多機能型事業所（就労移行、就労継続B型）、一休型指定共同生活援助事業を置く
 平成22. 8. 1 一休型指定共同生活援助事業（グループホーム）桜ハウス開設
 平成22.11. 5 大規模修繕、スプリンクラー設置工事実施

- 平成24. 4. 1 改正児童福祉法施行
 障害児入所施設「八甲学園」に改称
 入所支援（障害児入所支援・経過障害者入所支援・経過的生活介護）
 県単独事業「親子指導事業」の実施
 通所支援事業（多機能型事業所：放課後等デイサービス、児童発達支援事業の一体的実施）
 一休型指定共同生活援助事業（ケアホーム）紅葉ハウス開設
 平成26. 3.31 日中一時支援事業の廃止
 平成26. 4. 1 入所定員30名となる
 平成27. 4. 1 多機能型事業所にて生活介護事業を開始
 平成28. 5. 1 「行動援護事業所あおば」および「相談支援事業所あおば」の2事業が転移・編入となる
 就労移行支援事業の廃止
 平成29. 3.31 行動援護事業所あおば廃止
 平成30. 3.31 多機能型事業所はっこうを改変し、就労継続支援B型事業所はっこうと生活介護事業所はっこうとなる
 令和元年. 5. 1 入所定員20名となる
 令和2年. 3.31 親子指導事業廃止
 令和2年. 5. 1 入所定員14名となる
 令和3年. 4. 1 入所定員10名となる
 令和3年. 4. 1 共同生活援助事業（グループホーム）のうとうハイムを転居し、名称を第六サンハウスとする
 令和4年. 3.31 経過施設入所支援事業の廃止
 令和4年. 3.31 放課後等デイサービス事業の廃止

建物平面図



案内図・交通のご案内



バスをご利用の方

<市営バス>

- 青森駅前から横内環状線（観光通り経由）
横内（25分）下車・徒歩 15分
- 青森駅前から「青森公立大学」及び「モヤヒルズ」行き
浄水場入口（30分）下車・徒歩 10分

<JRバス>

- 青森駅前から「青森公立大学」「モヤヒルズ」行き
浄水場入口（25分）下車・徒歩 10分

社会福祉法人
青森県すこやか福祉事業団

障害児入所施設

八甲学園



〒030-0132 青森市大字横内字桜峰 63-1
 TEL 017-738-2104(代)
 FAX 017-738-2116

障害児入所

TEL 017-728-6373

共同生活援助事業所サンハウス

TEL 017-757-8539

生活介護事業所はっこう

TEL 017-718-1519

相談支援事業所あおば

TEL 017-752-0560

就労継続支援B型事業所はっこう

TEL 017-738-2104

施設の概況

敷地面積 28,770.22㎡ 建物面積 3,772.71㎡
 管理棟 702.65㎡、サービス棟 566.36㎡
 居住棟 1,706.66㎡、体育館 515.80㎡、その他 281.24㎡

URL <http://www.jomon.ne.jp/hakkou/>



基本理念

- (1) 利用者の尊厳
利用者の人権を尊重し、利用者一人ひとりを大切にしたい適切な支援を提供します。
- (2) 自立支援
利用者の持つ能力に応じて、自立した日常生活を営むことができるよう、社会との接点を大切にしながら支援します。
- (3) 安心した生活
利用者や家族が安心して生活できるよう支援します。
- (4) 地域と連携
共生・共助の地域づくりに貢献します。

基本方針

- (1) 利用者の基本的人権が、あらゆる支援の中で保障されるよう努めます。
- (2) 利用者が安心して豊かな生活を営めるよう、一人ひとりの思いに寄り添い支援します。
- (3) 利用者、家族、地域社会から信頼される施設運営に努めます。

サービス紹介

障害児入所施設

障害を持つ入所児童に対し、日常生活に必要な支援を行うとともに、身辺自立や社会生活の自立に向けた支援を行います。(定員10名)

短期入所事業(空床型)

障害児・者を介護されているご家族の方が、一時的に介護ができなくなった場合等に、宿泊を伴う生活支援を提供します。



生活介護事業所はっこう

障害の重い方・発達障害の方の、自立を目指した社会生活支援活動を行います。それぞれの障害特性に合わせ、個別化された支援と環境の中で、機能訓練、コミュニケーション支援、レクリエーション活動を行います。利用者の持っている力を活かして、生産活動、創作活動の提供をします。(定員20名)



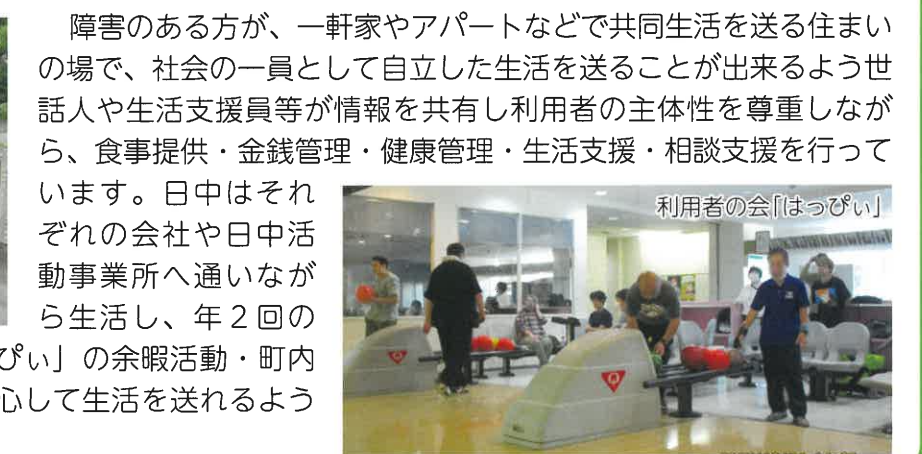
就労継続支援B型事業所はっこう

障害を持った方に、福祉的就労の場を提供する支援です。働くということに重点を置き、工賃向上に向けた取り組みや継続性のある作業を行います。一人ひとりに合った作業を設定し、安心して働ける環境づくりに努めています。利用できる期間が決まっていないので、焦らず自分のペースで利用できます。作業の他にも、各種スキルの向上と社会参加の促進を図る為の開所日や行事を行っています。(定員20名)



共同生活援助事業所サンハウス

障害のある方が、一軒家やアパートなどで共同生活を送る住まいの場で、社会の一員として自立した生活を送ることが出来るよう世話人や生活支援員等が情報を共有し利用者の主体性を尊重しながら、食事提供・金銭管理・健康管理・生活支援・相談支援を行っています。日中はそれぞれの会社や日中活動事業所へ通いながら生活し、年2回の避難訓練の実施や利用者の会「はっぴい」の余暇活動・町内会の地域活動へも参加し、地域で安心して生活を送れるよう支援しています。(定員57名)



相談支援事業所あおば

指定特定相談支援・障害児相談支援

障害のある方や児童が障害福祉サービスや障害児通所支援(児童発達支援や放課後等デイサービス等)を利用するために、サービス等利用計画を作成します。また、障害福祉サービスや障害児通所支援(児童発達支援や放課後等デイサービス等)を利用後、一定期間ごとにモニタリング等を行い、適切なサービス利用に向けた調整等を行います。そのほか、障害のある方やご家族、地域の方々の障害福祉に関する相談に応じます。

相談支援専門員には守秘義務があります。ご相談内容が他人に知られることはありませんので、安心してご相談ください。

当事業所では要件を満たし、また各種研修を修了した相談支援専門員を配置し、以下の体制を整えております。

- ◎機能強化型サービス利用支援費Ⅲ
- ◎主任相談支援専門員配置加算(Ⅱ)
- ◎行動障害支援体制加算(Ⅰ)
- ◎精神障害者支援体制加算(Ⅰ)